

○法務省令第 号

不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第三百三十一条第三項第五号及び第一百五十条の規定に基づき、森林経営管理法に基づく筆界特定申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

法務大臣 平口 洋

森林経営管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令

（筆界特定申請情報の特例）

第一条 筆界特定（不動産登記法第二百二十三条第二号に規定する筆界特定をいう。以下同じ。）の申請人が森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十七条の規定に基づいて筆界特定の申請をする者である場合には、不動産登記法第三百三十一条第三項第五号の法務省令で定める事項は、不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百七条第二項各号に掲げるもののほか、申請人が森林経営管理法第四十七

条の規定に基づいて申請をする者である旨とする。

(筆界特定添付情報の特例)

第二条 前条に規定する場合においては、不動産登記規則第二百九条第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げる情報を法務局又は地方法務局に提供しなければならない。

一 対象土地（不動産登記法第二百二十三条第三号に規定する対象土地をいう。以下同じ。）の一方又は双方が、申請人が森林経営管理法第四十三条第一項の規定に基づいて定めた集約化構想において定められた同条第二項第一号に掲げる区域内の森林の一筆の土地であることを証する情報

二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第九十一条の四第一項に規定する林地台帳に同項第三号に掲げる事項として前号の一筆の土地とこれに隣接する他の土地（対象土地に限る。）との境界に関する測量が実施された旨が記載されていることを証する情報

三 対象土地の所有権登記名義人等（不動産登記法第二百二十三条第五号に規定する所有権登記名義人等）をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者の同意を得たことを証する当該所有権登記名義人等が作成した

情報

2 前項第三号に規定する情報を記載した書面には、その作成者が記名しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

(筆界特定申請手数料規則の一部改正)

2 筆界特定申請手数料規則（平成十七年法務省令第五百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七十三条第一項又は」を「第七十三条第一項、」に改め、「第三十六条第一項」の下に「又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十七条」を加える。